

環 境 省

北海道地方環境事務所

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1 (札幌第1合同庁舎)

TEL (011)299-1950 FAX (011)736-1234

URL <http://hokkaido.env.go.jp/>

(下部組織)

| | | |
|--------------|-----------|--|
| 稚内自然保護官事務所 | 〒097-8527 | 稚内市末広5-6-1 (稚内地方合同庁舎) TEL (0162)33-1100 FAX (0162)33-1101 |
| 上川自然保護官事務所 | 〒078-1741 | 上川郡上川町中央町98-4 TEL (01658)2-2574 FAX (01658)2-2681 |
| 東川自然保護官事務所 | 〒071-1423 | 上川郡東川町東町1-13-15 TEL (0166)82-2527 FAX (0166)82-5086 |
| 上士幌自然保護官事務所 | 〒080-1408 | 河東郡上士幌町字上士幌東三線235-33 TEL (01564)2-3337 FAX (01564)2-2933 |
| 羽幌自然保護官事務所 | 〒078-4116 | 苫前郡羽幌町北6条1丁目 (北海道海鳥センター内) TEL (0164)69-1101 FAX (0164)69-1102 |
| 支笏湖自然保護官事務所 | 〒066-0281 | 千歳市支笏湖温泉 TEL (0123)25-2350 FAX (0123)25-2351 |
| 洞爺湖自然保護官事務所 | 〒049-5721 | 虻田郡洞爺湖町142-5 (洞爺湖ビジターセンター内) TEL (0142)73-2600 FAX (0142)73-2601 |
| 苫小牧自然保護官事務所 | 〒059-1365 | 苫小牧市植苗156-26 (ウトナイ湖野生鳥獣保護センター内) TEL (0144)58-2271 FAX (0144)51-8222 |
| 釧路自然環境事務所 | 〒085-8693 | 釧路市幸町10-3 (釧路地方合同庁舎) TEL (0154)32-7500 FAX (0154)32-7575 URL http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/ |
| ウトロ自然保護官事務所 | 〒099-4354 | 斜里郡斜里町ウトロ西186-10 (知床世界遺産センター内) TEL (0152)24-2297 FAX (0152)24-3646 |
| 羅臼自然保護官事務所 | 〒086-1822 | 目梨郡羅臼町湯の沢 TEL (0153)87-2402 FAX (0153)87-2468 |
| 川湯自然保護官事務所 | 〒088-3465 | 川上郡弟子屈町川湯温泉2-2-2 TEL (015)483-2335 FAX (015)483-2862 |
| 阿寒湖自然保護官事務所 | 〒085-0467 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1-1-1 (阿寒湖畔エコミュージアムセンター内) TEL (0154)67-2624 FAX (0154)67-2631 |
| 釧路湿原自然保護官事務所 | 〒084-0922 | 釧路市北斗2-2101 (釧路湿原野生生物保護センター内) TEL (0154)56-2345 FAX (0154)56-2267 |

(設置根拠)

環境省設置法第12条、環境省組織令第43条、環境省組織規則第27条、地方環境事務所組織規則第1条、第2条及び第18条、地方環境事務所の内部組織に関する訓令第2条並びに地方環境事務所組織細則第6条

第1項及び第2項

(所掌事務)

- (1) 国土利用計画（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第4条に規定する計画をいう。）のうち同条に規定する全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
- (2) 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分に関すること（貿易管理に関するものを除く。）。
- (3) 環境基準（環境基本法第16条第1項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。
- (4) 公害の防止のための規制に関すること。
- (5) 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。
- (6) 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
- (7) 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。
- (8) 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。
- (9) 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関すること。
- (10) 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。
- (11) 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。
- (12) 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。
- (13) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。）並びに清掃に関すること。
- (14) 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること。
- (16) 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの（ホ、ヌ及びヲにあつては当該規制の実施、へにあつては当該整備に関する援助、チにあつては当該監視及び測定の実施、ルにあつては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあつては環境影響評価に関する審査）に関すること。
 - イ 温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制
 - ロ オゾン層の保護
 - ハ 海洋汚染の防止
 - ニ 工場における公害の防止のための組織の整備
 - ホ 工場立地の規制
 - へ 公害の防止のための施設及び設備の整備
 - ト 下水道その他の施設による排水の処理
 - チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定
 - リ 森林及び緑地の保全
 - ヌ 化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制

ル 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進

ヲ 農薬の登録及び使用の規制

ワ 資源の再利用の促進

カ 河川及び湖沼の保全

ヨ 環境影響評価

タ イからヨまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業

(17) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき環境省に属させられた事務

(管轄区域)

北海道地方環境事務所

(環境対策課) 北海道全域

(国立公園・保全整備課) 十勝川源流部原生自然環境保全地域
利尻礼文サロベツ国立公園
大雪山国立公園
支笏洞爺国立公園

(野生生物課) 釧路総合振興局、オホーツク総合振興局、根室振興局を除く7総合振興局、4振興局。ただし、十勝総合振興局（阿寒国立公園の区域）を除く。

釧路自然環境事務所

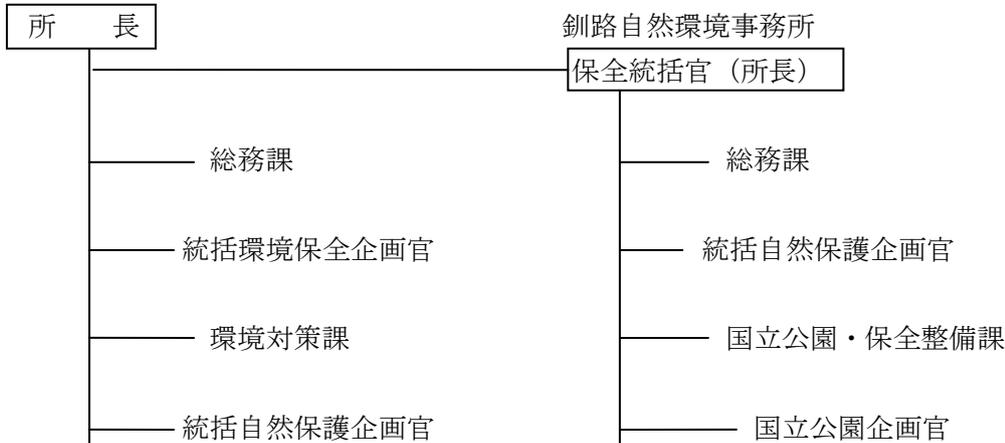
(国立公園・保全整備課) 遠音別岳原生自然環境保全地域
知床国立公園
阿寒国立公園
釧路湿原国立公園

知床世界自然遺産地域

(野生生物課) 釧路総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局（阿寒国立公園の区域）、根室振興局

(組 織)

北海道地方環境事務所





(情報公開・個人情報保護窓口)

北海道地方環境事務所 総務課 情報公開・個人情報保護係
 TEL (011)299-1950 FAX (011)736-1234
 URL <http://hokkaido.env.go.jp/procedure/>

〈窓口取扱時間〉

8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5

(相談・案内窓口)

北海道地方環境事務所 総務課 TEL (011)299-1950 FAX(011)736-1234
 URL <http://hokkaido.env.go.jp/opinion.html>
 釧路自然環境事務所 総務課 TEL (0154)32-7500 FAX(0154)32-7575
 URL <http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/opinion.html>

〈窓口取扱時間〉

8 : 3 0 ~ : 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5

(電子申請制度窓口)

北海道地方環境事務所 総務課 TEL (011)299-1950 FAX(011)736-1234
URL <http://hokkaido.env.go.jp/procedure/>

釧路自然環境事務所 総務課 TEL (0154)32-7500 FAX(0154)32-7575
URL <http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/procedure/>

(モニター制度窓口)

北海道地方環境事務所 総務課 TEL (011)299-1950 FAX(011)736-1234
URL <http://hokkaido.env.go.jp/opinion.html>

釧路自然環境事務所 総務課 TEL (0154)32-7500 FAX(0154)32-7575
URL <http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/opinion.html>

(原子力規制委員会 原子力規制庁)

泊原子力規制事務所

〒045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 (北海道原子力防災センター内)
TEL (0135)74-2800 FAX (0135)74-2801
URL <http://www.nsr.go.jp/>

(設置根拠)

原子力規制委員会：原子力規制委員会設置法第2条

原子力規制庁：原子力規制委員会設置法第27条

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条の2、原子力災害対策特別措置法第30条

(所掌事務)

原子力施設の保安規定の遵守状況の検査及び調査、事故時における原子力施設等との連絡、原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言等

(管轄区域)

北海道電力(株)泊発電所

(組 織)

(原子力規制庁) ----- 泊原子力規制事務所

(情報公開・個人情報保護窓口)

原子力規制庁 総務課 情報公開推進室 TEL (03)3581-3352(代表)

<窓口取扱時間>

9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

(相談・案内窓口)

原子力規制庁 政策評価・広聴広報 TEL (03)3581-3352(代表)

<窓口取扱時間>

9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

(電子申請制度窓口)

該当なし

(モニター制度窓口)

該当なし